

令和3年度

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年7月28日

石巻市農業委員会

第1回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年7月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定について

日程第 8 議案第 6号 石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱の制定について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

西城芳光	事務局 局長	渋谷幸伸	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事
若井慎太郎	主 事		

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第1回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 ー 挨拶 ー

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時38分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は20名であります。欠席者はありません。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番近藤茂委員、2番山田慧子委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は議席番号とお名前、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを農家相談委員会、佐藤克美委員長より報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る7月14日水曜日、午後1時半から午後2時10分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしましたが、新規就農の資格審査に係る相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、日程第2、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して報告をしたいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

議案書は2ページから7ページになります。事務局より報告をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。資料は2ページからです。今月の受理件数は6件で、解約の理由は、借人の都合のためが1件、耕作者変更のためが2件、貸人の都合のためが3件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご報告いたします。資料は6ページです。今月の受理件数は2件で、住宅敷地とするものが1件、駐車場とするものが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。資料は7ページです。今月の受理件数は1件で、住宅敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は8ページから11ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。資料は8ページからです。

番号1番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。昭和49年12月に農地法第5条の転用申請を行い、そのとおりに転用したものです。

番号2番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成4年5月に建築した住居の入り口通路として使用していたものです。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号3番、申請地は都市計画区域の区域区分非設定区域内の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。平成27年9月に相続した時点で既に原野化していたものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

7月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、現地調査などを行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は12ページから13ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から順に簡潔にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買であります。申請地は、田1筆、面積864㎡です。

番号2番は、親戚間の農地の売買であります。申請地は、田2筆、合計面積2,376㎡です。

番号3番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買であります。申請地は、田3筆、合計面積1,471㎡です。

番号4番は、譲渡人の耕作不便による農地の売買です。申請地は、田1筆、面積1,004㎡です。

番号5番は、後継者である子への農地の贈与であります。申請地は、田6筆、合計面積4,974㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐藤克美委員長から事前審査の結果について報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る7月14日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。7月の案件は、売買による所有権移転が4件、贈与による所有権移転が1件、合計5件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び7月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づきまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案5件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は14ページから22ページまでになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、資料は14ページです。転用目的は、太陽光発電施設用地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号2番、資料は14ページです。転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから第3種農地と判断されます。

番号3番、資料は14ページからです。転用目的は、障害者支援施設用地として所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落接続の例外規定が適用されると判断できます。

番号4番、資料は15ページです。転用目的は、資材置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号5番、資料は15ページです。転用目的は、太陽光発電施設用地として地上権を設定するもので

す。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

番号6番、資料は16ページです。転用目的は、駐車場及び資材置場として賃借権を設定し、一時転用するものです。農地区分は、農振農用地区域内ですが、一時転用の例外規定が適用されると判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

7月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案6件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は23ページから30ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○齋藤敏幸主幹 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。今月の受付件数は、利用権設定、中間管理事業による一括方式による集積4件、33筆、約3.4ha、利用権設定、相対による集積2件、3筆、約1ha、所有権移転5件、21筆、約2ha、合計11件、57筆、約6.4haでございます。

利用権設定、中間管理事業一括方式による集積4件で、番号1番から番号4番、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件。相対による集積2件で、番号1番から番号2番、貸手から認定農業者に直接農地集積を図る案件となっております。

貸借期間、4年5か月から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、1万円から1万5,000円、米による物納、60kgから90kgとなっております。

所有権移転5件で、認定農業者等への所有権移転であり、10a当たりの単価14万円から42万5,000円での売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から検討結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

7月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受けるもの及び所有権の移転を受けるものは、いずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の4件、利用権設定の2件、所有権移転の5件について、異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は23ページから26ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式4件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式4件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は27ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定2件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定2件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は28ページから30ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

どうぞ、事務局。

○菅井泰弘主任主事 事務局菅井でございます。申し訳ございません。先ほど承認いただいた議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、こちらの一部に、議案書のほうに訂正箇所がございましたので、後ればせながらちょっと訂正箇所の説明をさせていただきます。

15ページの番号5番になります。対象農地の面積の記載が6,725㎡となっておりますが、対象となりますのがこちらの一部の部分になりますので、6,725、「のうち2,813.85㎡」と書き足していただければと思います。2,813.85㎡になります。あわせて、そちらの下に記載されてあります田6,725、計6,725という表記も2,813.85㎡となります。

議事の最中に修正が見つかったことに関しまして、大変おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） では、皆様、そういうことでご承認をお願いしたいと思います。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） それでは次に、日程第7、議案第5号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定についてを議題といたします。

議案書は31ページになります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○渋谷幸伸事務局次長 それでは、議案第5号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定についてご説明いたします。

耕作を目的として農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づく許可が必要ですが、この許可要件の一つに農地取得後の経営面積が50a以上必要という下限面積の設定があります。下限面積の基準については、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積として定めることが可能となっております。

石巻市では移住、定住の促進及び遊休農地の発生抑制、解消を図るため、本年度から空き家バンク制度に取り組んでおりますことから、空き家に附属した農地の取得に限り、下限面積を1aに、その附属農地の面積が1aの未満の場合は、当該農地の面積自体を下限面積に設定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しましてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市空き家に附属した農地の取扱要綱の制定についてを議題といたします。

議案書は33ページ及び別冊1になります。事務局より議案の内容について説明をお願いいたします。

○渋谷幸伸事務局次長 それでは、議案第6号 石巻市空き家に附属した農地の取扱要綱の制定についてご説明いたします。

この要綱は、石巻市の空き家バンク制度を利用して、空き家に附属した農地を取得しようとする場合の適用条件等を定めたものでございます。

それでは、条文に従い簡潔にご説明いたしますので、議案の別冊1を御覧ください。別冊1、第1条に要綱の趣旨を、第2条に各用語の定義を、第3条に別段の面積を定めております。

第4条は適用条件であります。附属する農地の全部または一部が遊休農地であること、所有者等による維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがないこと、空き家と附属農地の所有者は同一であることなどを適用条件としております。

第5条は附属農地の指定申請について、第6条は附属農地の取得申請について、第7条はそれぞれの指定の解除について定めたものでございます。

第8条及び第9条は、附属農地の指定並びに解除の決定は、農業委員会の決議を経て告示すること

を定めたものでございます。

最後に、附則ですが、この要綱を令和3年8月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がございましたが、これに対しましてご意見、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和3年度第1回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時08分 閉会